

○ 西いぶり広域連合の手数料等に関する条例施行規則

平成 15 年 3 月 31 日
規則 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、西いぶり広域連合の手数料等に関する条例（平成 14 年条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(廃棄物継続搬入の登録)

第 3 条 処理施設に廃棄物を継続して搬入しようとする者は、廃棄物継続搬入（新規登録・変更登録）申請書（様式第 1 号。以下「登録申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて広域連合長に提出し、登録を受けなければならない。

- (1) 廃棄物の搬入に使用する車両の自動車検査証（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条第 1 項に規定する自動車検査証をいう。以下同じ。）の写し
- (2) 一般廃棄物収集運搬業の許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に規定する許可をいう。以下同じ。）を受けている者にあつては、当該許可を証する書面の写し
- (3) その他広域連合長が必要と認める書類

2 広域連合長は、登録申請書の提出を受けたときは、広域連合が行う廃棄物の処理に支障があると認められる場合を除き、登録をしなければならない。

3 広域連合長は、前項の登録をしたときは、廃棄物継続搬入登録証（様式第 2 号。以下「登録証」という。）及び搬入登録車両計量カード（以下「計量カード」という。）を申請者に交付するものとする。

4 計量カードの交付を受けた者は、廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、計量カードを処理施設の係員に提示し、その指示に従わなければならない。

(登録事項の変更登録等)

第 4 条 前条の登録を受けた者は、登録証に記載された事項に変更が生じたときは、速やかに、登録申請書に前条第 1 項各号に掲げる書類（当該変更に係る書類に限る。）、登録証及び計量カード（登録証に記載された搬入車両の変更及び廃止並びに計量カードの記載事項の変更の場合に限る。）を添えて広域連合長に提出し、変更登録を受けなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、広域連合長が変更登録をする場合に準用する。

3 前条の登録及び第1項の変更登録を受けた者は、当該登録を廃止しようとするときは、廃棄物継続搬入登録廃止届(様式第4号)に登録証及び計量カードを添えて、広域連合長に届け出なければならない。

(臨時搬入の申込み)

第5条 処理施設に廃棄物を臨時に搬入しようとする者は、廃棄物臨時搬入申込書(様式第5号)を広域連合長に提出しなければならない。

(廃棄物の受入基準)

第6条 条例第2条第2項に規定する廃棄物の受入基準は、別表に定めるとおりとする。

2 廃棄物を処理施設に搬入する者は、前項の受入基準に従うとともに、広域連合長が随時に行う搬入物検査に協力しなければならない。

3 広域連合長は、前項の者が第1項の受入基準に従わない場合は、当該廃棄物の受入れを拒否することができる。

(搬入場所等の指示)

第7条 広域連合長は、廃棄物を搬入する者に対し、その廃棄物を搬入すべき場所、日時及び搬入方法等を指示することができる。

(手数料の徴収方法等)

第8条 条例第3条第3項に規定する手数料の徴収方法は、処理施設に廃棄物を搬入する都度徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者で、廃棄物処分手数料後納申請書(様式第6号)により広域連合長が許可した者は、納入通知書により徴収する。この場合、納入通知書の納期限は、毎月1日から末日までに処分したものについて翌月の20日までとする。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 法第7条第1項の許可を受けた者

(3) その他広域連合長が特に認めた者

3 広域連合長は、前項の規定により許可したときは、廃棄物処分手数料後納許可証(様式第7号)を交付するものとする。

4 広域連合長は、第2項の後納の規定により許可した者であっても、次の各号のいずれかに該当したときは許可を取り消すことができる。

(1) 手数料の納期限を遵守しない等条例及びこの規則に違反したとき。

(2) 廃棄物の処理施設への搬入頻度が少ない等、広域連合長が後納の許可を必要しないと認めたとき。

(減免)

第9条 条例第4条に規定する広域連合長が災害その他特別の事情があると認めたと

きとは、次に掲げる廃棄物を処理するときとする。

(1) 水害、火災等に伴って発生した廃棄物で、西いぶり広域連合規約（平成12年規約第1号）第2条に規定する関係市町の市町長が発行する被災証明書等又は室蘭市若しくは西胆振消防組合の消防長が発行する罹災証明証等を持参している場合。ただし、コンクリート、ブロック等が取り除かれていること。

(2) その他広域連合長が認めた廃棄物

2 手数料の減免を受けようとする者は、広域連合長に廃棄物処分手数料減免申請書（様式第8号）を提出しなければならない。

3 広域連合長は、手数料の減免を許可するときは、廃棄物処分手数料減免許可証（様式第9号）を交付するものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（施行のため必要な準備）

2 広域連合長は、第5条第2項の規定による手数料の後納及び第6条第2項の規定による手数料の減免の申請について、この規則の施行の前において行うことができる。

附 則

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。ただし、第4条中西いぶり廃棄物処理広域連合の手数料等に関する条例施行規則第6条第1項第1号の改正規定（「伊達市」を削る改正規定に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に廃棄物を処理施設に搬入するための計量カードの交付を受けている者は、この規則による改正後の西いぶり廃棄物処理広域連合の手数料等に関する条例施行規則第3条の登録を受けた者とみなし、当該計量カードは、同規則第3条第3項に規定する計量カードとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式がある場合は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

3 この規則による改正前の各規則の規定により交付された登録証、許可書その他の書類は、この規則による改正後の各規則の規定により交付された登録証、許可書その他の書類とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の西いぶり広域連合の手数料等に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている様式は、この規則による改正後の西いぶり広域連合の手数料等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

別表（第6条関係）

廃棄物の受入基準

1 施設搬入できるもの

次項に掲げる「施設搬入を禁止するもの」以外の廃棄物であって、別に定めるところにより「燃やせるごみ」又は「燃やせないごみ」等に分別されたもの

2 施設搬入を禁止するもの

- (1) 関係市町の区域外で発生した一般廃棄物
- (2) 産業廃棄物
- (3) 有毒性のあるもの
- (4) 感染性のあるもの
- (5) 危険性のあるもの
- (6) 引火性又は発火性のあるもの
- (7) 著しく悪臭を発するもの
- (8) 液状又は泥状のもの
- (9) 家具・寝具類及び電気・ガス・石油機器類等（以下「粗大ごみ」という。）で、縦1.2メートル、横1.2メートル、長さ2メートルのいずれかを超える大きさのもの
- (10) 付属物等を分離後の重量が25キログラム以上のあるもの
- (11) 金属塊又は金属が組み合わされたもの及び金属板類で厚さ・径が3ミリメートルを超えるもの
- (12) 動物の死体（広域連合長が指定するものを除く。）
- (13) 資源ごみ（家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物であって容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第2条第4項に規定する容器包装廃棄物のうち広域連合長が指定するものをいう。）
- (14) 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する特定家庭用機器
- (15) 使用済自動車の再資源化に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第2項に規定する使用済自動車並びに資源の有効な利用の促進に関する法律（平成13年法律第48号）第2条に規定する指定再利用促進製品及び指定再資源化製品等のうち、関係市町の区域内でリサイクルの取組が行われているもの
- (16) 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物
- (17) その他処理施設において処理できない性状及び形状の廃棄物及び処理施設の設備並びに処理業務に支障をきたす恐れのある廃棄物

様式第1号(第3条、第4条関係)

廃棄物継続搬入(新規登録・変更登録)申請書

年 月 日

(宛先)西いぶり広域連合長

申請者 郵便番号 ー
 住 所 (フリガナ)
 氏 名 印
 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)
 電話番号(ー ー)

西いぶり広域連合の手数料等に関する条例施行規則(第3条・第4条)の規定により、次のとおり一般廃棄物(家庭系・事業系)の処理施設への搬入の(新規・変更)登録を申請します。

※搬入登録番号		No		廃棄物の排出 ・収集区域、 搬入量等	区域(該当に○印)		室蘭市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町		
一般廃棄物収集 運搬業の許可	番号	年 月 日～ 年 月 日			搬入量	年間:約 t	日量:約 kg	搬入日数:約 日/月	
	一搬 般入 廃申 棄請 物車 の両 種別 の	搬入 申請 車両	登録番号						
重量(kg)									
車種									
※計量カード番号									
一般 廃棄物 の種類		家庭系 (該当に○印)	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大
	事業系 (該当に○印)	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	
※計量カードの有効期限		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

注1 本書は、一般廃棄物の排出・収集区域毎に別葉で提出してください。

2 搬入車両の自動車検査証の写しを添付してください。(変更登録の場合は搬入車両の変更、追加の場合に限ります。)

3 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者については、その許可証の写しを添付してください。(変更登録の場合は許可内容に変更がある場合に限ります。)

4 変更登録の場合は、廃棄物継続搬入登録証及び計量カード(搬入車両の変更、廃止の場合、計量カードの記載事項に変更がある場合)を添付してください。

5 変更登録の場合は、廃棄物継続搬入登録証に記載されている事項を記入し、上段に変更後の内容を括弧書きしてください。

6 搬入登録番号及び計量カード番号は、変更登録の場合に記入してください。(計量カード番号は4により計量カードをこの申請書に添付する場合に限ります。)

様式第2号(第3条、第4条関係)

廃棄物継続搬入登録証

西いぶり広域連合の手数料等に関する条例施行規則(第3条・第4条)の規定に基づき、一般廃棄物(家庭系・事業系)の処理施設への搬入について、次のとおり登録します。

年 月 日

西いぶり広域連合長 印

搬入登録番号 No				廃棄物の排出・収集区域:						
一般廃棄物収集 運搬業の許可		番号				受付時間等	可燃	月曜日から日曜日までの8時30分から17時00分まで		
		期間	年 月 日～ 年 月 日				不燃・粗大	月曜日から土曜日までの8時30分から17時00分まで		
搬入者		住所(所在地)					※年末年始は、受付時間等が変更になります。			
		氏名(事業所名)								
		代表者氏名								
一般入 搬入 登録 車 両 の 種 別 類	搬入 登 録 車 両	登録番号								
		計量カード番号								
一般 廃棄物 の種類	家庭系	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	
	事業系	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大	
計量カードの有効期限			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

※遵守事項

- 1 西いぶり広域連合の手数料等に関する条例施行規則第6条に定める廃棄物の受入基準等を遵守してください。
- 2 廃棄物の搬入に際しては、計量カードを係員に提示するとともに、その指示に従ってください。
- 3 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者は、その許可書の写しを搬入車両に備え付けてください。
- 4 この登録証の記載内容に変更(搬入登録車両の更新、搬入廃棄物の変更)があった場合は、速やかに変更登録の申請をしてください。
- 5 事業の廃止等により、この登録を廃止するときは、廃止届を提出してください。

様式第3号 削除

様式第4号(第4条関係)

廃棄物継続搬入登録廃止届

年 月 日

(宛先)西いぶり広域連合長

届出者 郵便番号 ー
住 所
(フリガナ)
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)
電話番号(ー ー)

西いぶり広域連合の手数料等に関する条例施行規則第4条の規定により、次のとおり一般廃棄物(家庭系・事業系)の継続搬入登録の廃止を届け出ます。

搬入登録番号	
廃棄物の排出・収集区域	
一般廃棄物収集 運搬業の許可番号	
搬入登録車両台数	
登録廃止の理由	

注)廃棄物継続搬入登録証及び計量カードを添付してください。

様式第5号(第5条関係)

廃棄物臨時搬入申込書

年 月 日

(宛先)西いぶり広域連合長

申込者(ごみ排出者)

郵便番号 ー

住 所

(フリガナ)

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

電話番号(ー ー)

西いぶり広域連合の手数料等に関する条例施行規則第5条の規定により、次のとおり一般廃棄物(家庭系・事業系)の臨時搬入を申し込みます。

廃棄物を排出した区域 (該当に○印)	室蘭市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町		
搬入車両		一般廃棄物の種類(該当に○印)	
登録番号	車両重量	家庭系	事業系
	kg	可燃・不燃・粗大	可燃・不燃・粗大
(車両所有者(使用者)名)	申込者(ごみ排出者)と車両所有者(使用者)の関係		
	本人・同居家族・従業員・借上・その他()		

注)1 施設搬入に当たっては、搬入車両の自動車検査証を提示してください。

2 申込者(ごみ排出者)の記載を本人又はその同居家族、会社の従業員が自署で行う場合は押印を省略できます。

様式第6号（第8条関係）

廃棄物処分手数料後納申請書

年 月 日

（宛先）西いぶり広域連合長

申請者

住 所

氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電 話

西いぶり広域連合の手数料等に関する条例施行規則第8条の規定により、廃棄物処分手数料後納の許可を受けたいので申請します。

申 請 区 分	規則第8条第2項 号
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

様式第7号（第8条関係）

廃棄物処分手数料後納許可証

年 月 日

様

西いぶり広域連合長 ⑩

年 月 日付けの廃棄物処分手数料後納申請については、西いぶり広域連合の手数料等に関する条例施行規則第8条の規定により許可します。

許 可 区 分	規則第8条第2項 号
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

※後納申請を廃止する場合は、計量カードの返却・ご連絡をお願い致します。

様式第8号（第9条関係）

廃棄物処分手数料減免申請書

年 月 日

（宛先）西いぶり広域連合長

申請者

住 所

氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電 話

西いぶり広域連合の手数料等に関する条例施行規則第9条第1項第 号の規定により、廃棄物処分手数料の減免を受けたいので申請します。

（申請者記載欄） できる限り、詳細に記入してください。

申 請 理 由	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
搬入対象物	
搬入見込み量	キログラム
車 番	

（※西いぶり広域連合記載欄）。

※ごみ種	
※搬入重量	キログラム
※手数料	円
※減免額	円
※減免後の手数料	円
備 考	

様式第9号（第9条関係）

廃棄物処分手数料減免許可証

年 月 日

様

西いぶり広域連合長 ⑩

年 月 日付けの廃棄物処分手数料減免申請については、西いぶり広域連合の手数料等に関する条例施行規則第9条第3項の規定により許可します。

許可理由	西いぶり広域連合の手数料等に関する条例施行規則第9条第1項第 号に該当
期間	年 月 日から 年 月 日まで
ごみ種	
搬入重量	キログラム
手数料	円
減免額	円
減免後の手数料	円
備考	